

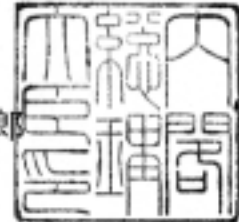


府 政 防 第 9 5 2 号

平成13年12月18日

中央防災会議会長 小 泉 純一郎 殿

内閣総理大臣 小 泉 純一郎



有珠山に係る避難施設緊急整備地域の指定について（諮問）

下記に掲げる地域を活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第2条第1項に規定する避難施設緊急整備地域に指定することについて、同条第2項の規定に基づき、貴会議の意見を求める。

記

伊達市の区域のうち北有珠町、有珠町、向有珠町、東有珠町、南有珠町、大平町、若生町、上長和町、長和町、上館山町の一部、館山下町、館山町の一部、山下町及び西浜町の区域、北海道虻田郡虻田町の区域のうち字洞爺湖温泉町、字泉、字入江、字三豊の一部、字高砂町の一部、字栄町の一部、字旭町の一部、字本町の一部及び字浜町の一部の区域並びに北海道有珠郡壮瞥町の区域のうち字洞爺湖温泉、字壮瞥温泉、字昭和新山、字滝之町の一部及び字立香の一部の区域